

平成25年11月20日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の
一部を改正する省令案について
(平成25年10月10日 諮問第30号)

[携帯無線通信関係規定等の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(五十嵐課長補佐、西森係長、齊藤係長)

電話：03-5253-5893

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 の一部を改正する省令案について －携帯無線通信関係規定等の整備－

1 諮問の背景

総務省では、ワイヤレスブロードバンド環境の実現や無線システムの新たな利用に向けて、新たな電波利用技術の導入や周波数確保のための取組を行っているところ。

この一環として、今般、3.9世代移動通信システム（LTE）よりも高速な通信が可能な移動通信システム（LTE-Advanced）の技術の携帯無線通信用の既存周波数帯への導入と、非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させる超広帯域無線システム（UWB）の新たな利用方法の導入に関して電波法関係省令の一部改正を行うものである。

(1) LTE-Advanced の技術の導入（改正内容の詳細は別紙1参照）

現在導入が進んでいる3.9世代移動通信システム（LTE）を超える伝送速度を実現可能な移動通信システムとして、平成25年7月24日に情報通信審議会から技術的条件が答申されたLTE-Advancedについて、携帯無線通信用の既存周波数帯に関する技術基準等の規定を整備するものである。

(2) UWB の新たな利用方法の導入（改正内容の詳細は別紙2参照）

平成25年9月17日に情報通信審議会から技術的条件が答申されたとおり、UWBについて、センサーをはじめとした様々な利用用途の拡大を目的とし、技術基準等の規定を整備するものである。

2 改正省令の概要

(1) LTE-Advanced の技術の導入

ア 無線設備規則

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備が適合すべき、空中線電力の許容偏差、空中線電力、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等について規定。

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に関する規定を削除。（第14条、第24条、第49条の6の9、第49条の28、第49条の29、別表第1号、別表第2号）

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に関する規定を削除。（第2条、別表第1号、別表第2号）

(2) UWB の新たな利用方法の導入

ア 無線設備規則

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について、交流電源接続に関する規定を削除。

7. 25～10. 25GHz の周波数を利用する無線設備について、送信速度制限を撤廃。

空中線電力が -70dBm/MHz 以下の無線設備については、干渉軽減機能の具備が不要である旨規定。(第 49 条の 27)

無線設備規則第 49 条の 27 における交流電源接続に関する規定の削除に伴い、号ずれを修正。(設備規則附則 (平成 18 年総務省令第 105 号))

イ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

無線設備規則第 49 条の 27 における交流電源接続に関する規定の削除に伴い、号ずれを修正。(別表第 1 号)

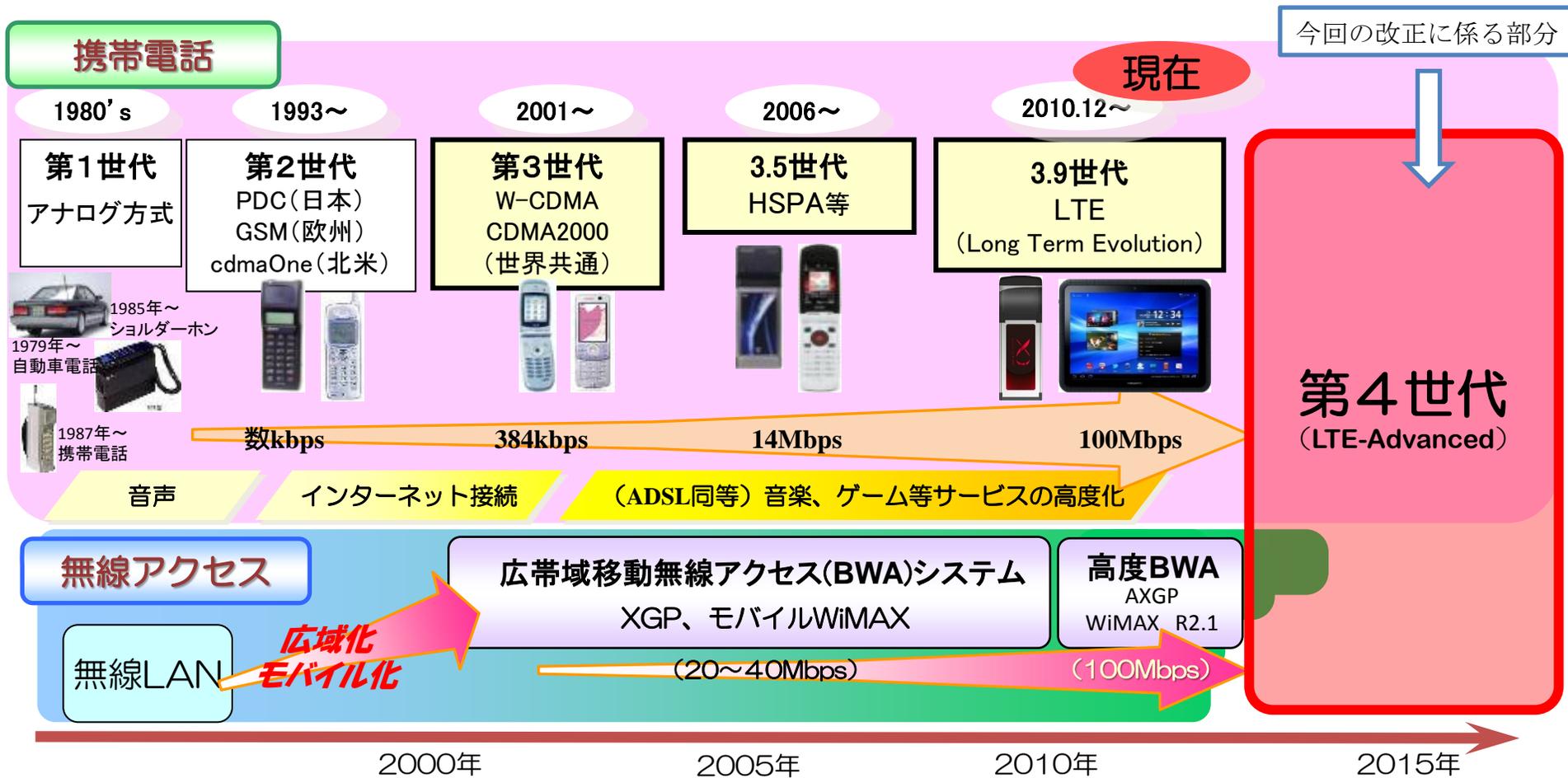
3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。(平成 26 年 1 月 1 日施行予定。)

携帯電話等の進化

携帯電話等の発展と今後の展開

モビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、高速性・コスト面等で先行する無線LAN系の双方のシステムが各々発展してきており、両者の特色をとりこみつつ、新たな移動通信システムの検討が進展。



第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）の導入に向けた検討

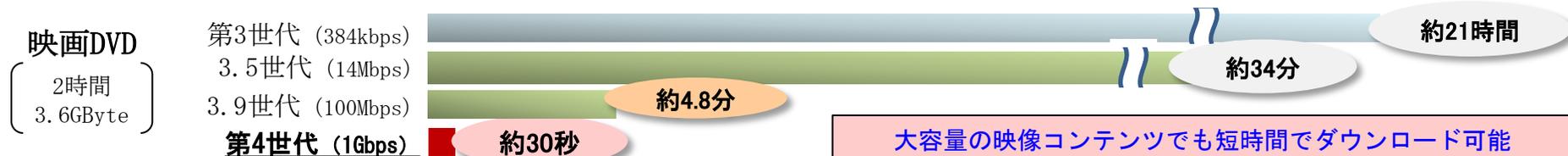
LTE-Advancedとは、**最大伝送速度1Gbpsの通信サービスを提供可能とする次世代の移動通信規格**。

- 総務省では、平成25年7月に情報通信審議会から、3.4GHzから3.6GHzまでの周波数帯にLTE-Advancedを導入する際の技術的条件*の答申を受け、併せて、既存の携帯電話用周波数帯に同技術を適用する際の技術的条件の答申を受けた。
- これを受け、既存の携帯電話用周波数帯への同技術の導入に必要な制度整備を行う。

※3.4GHzから3.6GHzまでの周波数帯へのLTE-Advancedの導入については、平成25年末頃に決定する見込みの欧州での周波数アレンジメントを参考に、平成26年までに新たな周波数帯の割当てを行う予定。

特長1：光ファイバ並みの超高速通信を実現

○最大伝送速度の目標値・・・**低速移動時：1Gbps（高速移動時：100Mbps）**



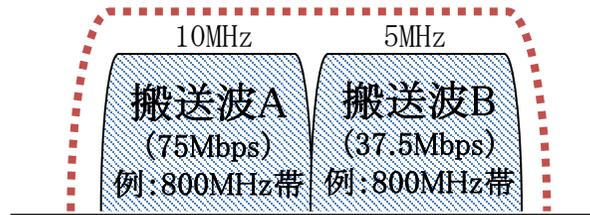
特長2：柔軟性の高い電波利用を実現

- 二以上の搬送波を一体として高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術等により、現行LTEより柔軟で周波数利用効率の高い電波利用を実現

キャリアアグリゲーション技術

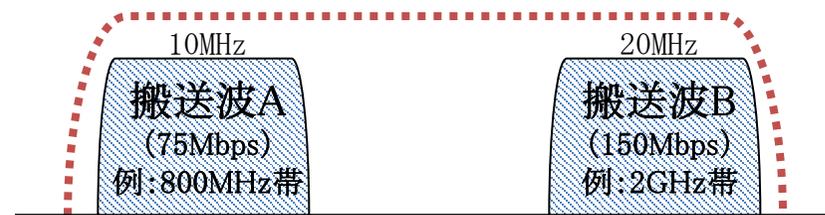
○キャリアアグリゲーション技術とは、二以上の搬送波を一体として使用して行う無線通信技術をいう。

連続する搬送波のキャリアアグリゲーション
(112.5Mbpsのサービスを実現)



【例1】周波数の連続した複数の搬送波 (A, B) を一体的に使用

不連続の搬送波のキャリアアグリゲーション
(225Mbpsのサービスを実現)



【例2】周波数の離れた複数の搬送波 (A, B) を一体的に使用



○例えば、ある者が免許されている「800MHz帯の10MHz幅」と「2GHz帯の20MHz幅」とをキャリアアグリゲーション技術を用いて送信することで、30MHz幅として一体的に使用でき、225Mbps*の高速通信が可能（現在は最大で20MHz幅までしか使用できない。）。 ※2×2MIMOの場合

主な改正項目

LTE（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局）に関する現行規定を一部改正

対象規定	改正概要	改正内容
無線設備規則 第14条	空中線電力の許容 偏差	<ul style="list-style-type: none">○<u>複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するLTE/LTE-Advancedの陸上移動局</u>の規定を追加○LTE-Advancedの<u>陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合</u>の送信設備の空中線電力の許容偏差を規定（第4項）○<u>複数周波数帯の周波数を同時に受信することができるLTE-Advancedの陸上移動局等</u>の空中線電力の許容偏差の下限を改正（第4項）○国際標準化団体である3GPPの規定値に合わせて従来規定を改正
〃 第24条	副次的に発する電 波等の限度	<ul style="list-style-type: none">○LTEの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（周波数分割複信方式）の規定を削除
〃 第49条の6の9	LTE/LTE-Advanced の無線設備の条件	<ul style="list-style-type: none">○<u>キャリアアグリゲーション技術を定義</u>○<u>陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合</u>の空中線電力を規定○<u>LTEの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（周波数分割複信方式）</u>の規定を削除
特定無線設備の技 術基準適合証明等 に関する規則	その他規定の整備	<ul style="list-style-type: none">○LTEの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（周波数分割複信方式）の規定を削除

UWB無線システムの概要について

UWB無線システムの概要

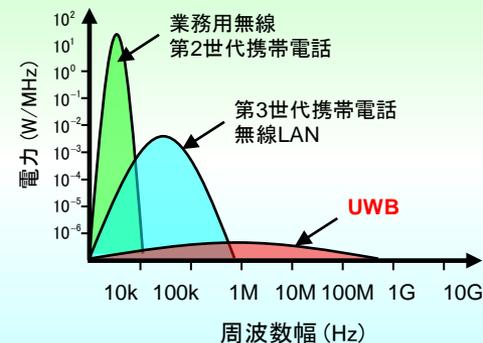
UWB無線システムとは:

500MHz以上の広い帯域幅にわたって電力を拡散させ、数百Mbps規模の高速通信を可能とする無線システム。

使用周波数帯は3.4~4.8GHz及び7.25~10.25GHz。

UWB無線システムの特徴:

- 非常に広帯域 (ultra-wideband) の周波数を占有
- 既存の無線システムの使用帯域に重畳して電波を発射
- 送信電力は非常に低く、免許不要で運用可能



我が国における検討状況

- | | | |
|-------|----|-------------|
| 平成14年 | 9月 | 技術的条件の審議開始 |
| 平成18年 | 3月 | 情報通信審議会一部答申 |
| 平成18年 | 8月 | 制度化 |

UWB無線システムの主な制限事項

- 送信速度は50Mbps以上でなくてはならない
- 屋内利用に限定されている
- 3.4~4.8GHzの無線設備については、干渉軽減機能が必要



利用イメージ

高い精度で通信相手の位置を特定できるUWB無線システムの特性を活用し、センサーとしてのニーズがあるものの、送信速度制限の問題により、センサー利用が困難

新たな利用者ニーズ等を踏まえ、UWB無線システムの技術的条件の見直しを検討

主な改正事項

1. 送信速度制限の撤廃について

改正の概要

- UWBは、広い帯域に電波を拡散させることにより、送信するパルス幅を極めて小さくできることから、精度の高い測位が可能であるため、工場等における部品の位置管理等(センサー用途)として利用したいというニーズが国内外で高まってきているところ。
- 一方、UWBを位置管理等のセンサーとして利用する場合、現在定められている「送信速度50Mbps以上」の規定が障壁となっている。
- また、センサーとしての利用が想定されている周波数帯は7.25～10.25GHzであり、この帯域におけるUWB無線システムの送信速度の撤廃が特に要望されているところ。
- これらを受け、7.25～10.25GHzにおけるUWB無線システムの送信速度の撤廃について検討。
- **情報通信審議会での審議において、送信速度制限の撤廃が妥当と判断。**

対象規定	改正概要	改正内容
無線設備規則 第49条の27第8号	UWBの無線設備の条件	<u>7.25GHz以上10.25GHz以下の周波数を利用するUWB無線設備について、送信速度制限を撤廃。</u>

主な改正事項

2. 交流電源接続規定の削除

改正の概要

無線設備規則第49条の27第1項第3号

筐体が見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。

無線設備規則第49条の27第1項第4号

交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。

- UWBをセンサーとして利用する場合、バッテリー（直流電源）駆動としたいという要望が寄せられている。
- 上記のような要望や、制度化時からの状況の変化を受け、無線設備規則第49条の27第4号の撤廃について情報通信審議会で検討した結果、他の無線局に有害な干渉が直ちに発生する可能性は低いとの結論となり、同規定の削除が妥当と判断。

対象規定	改正概要	改正内容
無線設備規則 第49条の27第4号	UWBの無線設備の条件	削除

主な改正事項

3. 干渉軽減機能について

改正の概要

- 3.4～4.8GHzにおけるUWB無線システムの無線設備は、他のシステムに対して与える干渉を軽減する機能(干渉軽減機能)を有する必要がある。ただし、2013年12月末までは、具備を免除する経過措置期間となっている。
- 今般この経過措置期間が終了後の干渉軽減機能の技術的条件について検討。
- 情報通信審議会等での検討の結果、他のシステムの信号を検出した場合には、空中線電力を他のシステムと共用可能となる-70dBm/MHz以下に下げる機能を有するものとする。
- なお、空中線電力が-70dBm/MHz以下となる無線設備については、干渉軽減機能を持たなくても良いものとする。

対象規定

改正概要

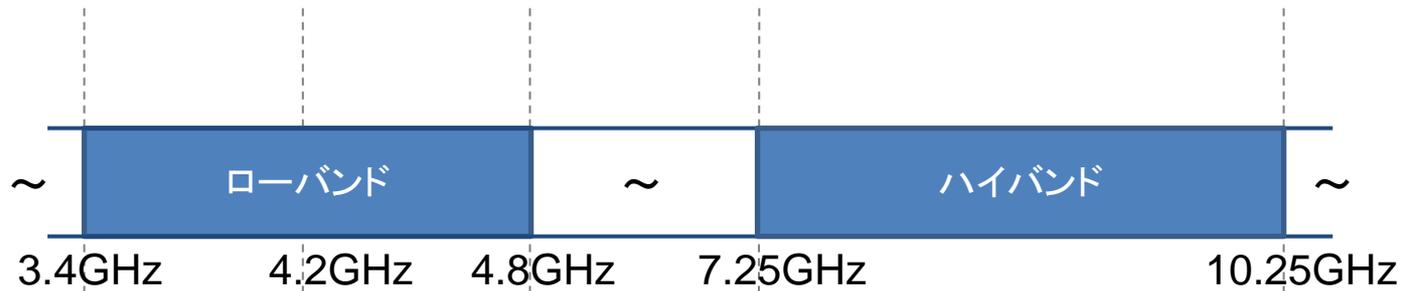
改正内容

無線設備規則
第49条の27第9号

UWBの無線設備の条件

空中線電力が-70dBm/MHz以下となる無線設備の場合、干渉軽減機能が不要であることを追記。

今回の改正点



送信速度制限

50Mbps以上

50Mbps以上

↓
撤廃

交流電源接続規定

交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。

↓
削除

干渉軽減機能の具備

干渉軽減機能の具備が必要

規定なし

平成25年末まで具備免除
(経過措置)
↓
干渉軽減機能の策定

(空中線電力が-70dBm/MHz以下である無線設備については、干渉軽減機能は不要)

電波監理審議会会長会見用資料

平成25年11月20日

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）及び基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）の各一部を改正する省令案について

（平成25年11月20日 諮問第31号）

基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の一部を変更する告示案及び九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について

（平成25年11月20日 諮問第32号）

基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）の一部を変更する告示案について

（平成25年11月20日 諮問第33号）

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号）、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号）及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）の各一部を改正する省令案について

（平成25年11月20日 諮問第34号）

[移動受信用地上基幹放送等に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(井田課長補佐、内田係長)

電話：03-5253-5776

総務省情報流通行政局放送政策課地域メディア室

(小林課長補佐、齊藤主査)

電話：03-5253-5737

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5786

(豊重課長補佐、柏崎係長)

電話：03-5253-5783

総務省情報流通行政局地上放送課

(西瀧課長補佐、水尻係長)

電話：03-5253-5791

無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について
（諮問第31号）

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について（諮問第32号）

基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について（諮問第33号）

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について（諮問第34号）

1 改正の背景

これまで、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となった VHF 帯を用いて、新たな放送の実現を図ってきた。

- (1) VHF 帯のうち、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用して行う放送（以下「V-High 放送」という。）については、平成 22 年 9 月に「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画」の認定を行い、平成 23 年 10 月に、申請のあった基幹放送事業者 1 社（13 セグメント分）の認定を行った。しかし、なお 20 セグメント分の活用が可能であり、新たに参入希望調査を実施したところ、多数の事業者が、「映像・音響・データ」「リアルタイム型・蓄積型」といったサービスを柔軟に組み合わせる放送であるマルチメディア放送ではなく、自らが既に衛星基幹放送等において営んでいる既存のテレビジョン放送サービスと同時同内容の放送（サイマル放送）を主として希望したこと等を踏まえ、このようなサービスを可能とすることとし、新規業務認定に向けた制度整備を行うもの。
- (2) また、VHF 帯のうち、99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用して行う放送（以下「V-Low マルチメディア放送」という。）については、平成 25 年 3 月に参入希望調査を行い、ハードとソフトあわせて 73 者から参入希望が提出された。また、同年 9 月には「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」の公表を行ったところであり、これらを踏まえ、V-Low マルチメディア放送の実現に向けた制度整備を行うもの。
- (3) さらに、超短波放送用周波数を用いて行う中波放送の中継局について、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（案）」の意見募集の結果等を踏まえ、外国波混信対策に加え、地理的・地形的難聴対策に係る FM 方式の中継局の設置も可能とする制度整備を行うもの。

2 諮問の内容

I V-High 放送に係る制度整備について

(1) 基幹放送普及計画の一部変更関係

- (ア) V-High 放送において、マルチメディア放送に加え、テレビジョン放送を可能とする。
- (イ) 「影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性」（いわゆるマルチメディア特性）を生かしたサービスの推進への十分な配慮について、テレビジョン放送による申請に対しては免除する。
- (ウ) テレビジョン放送については、1チャンネル当たり概ね1～3セグメントを使用することが想定されることから、セグメントの希少性にかんがみ、より多くの事業者による参入を可能とするため、テレビジョン放送による放送番組の数の目標を7～20とする。

II V-Low マルチメディア放送に係る制度整備について

(2) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部改正関係

V-Low マルチメディア放送の業務に係る表現の自由享有基準について、一の者（注）は、一又は隣接する二つの放送対象地域において、各地域（9セグメント中）最大6セグメントまで参入可能とすること等を定める。

（注） 既存放送事業者も、それ以外の者と同様に参入可能

(3) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部改正関係

審議機関の委員についてできるだけ放送対象地域に住所を有する者でなければならないこと等を定める。

(4) 基幹放送普及計画の一部変更関係

V-Low マルチメディア放送を国民に最大限に普及させるための指針、その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項等を定めるとともに、当該放送に係る放送対象地域及び放送番組の数の目標を「3～5程度」と定める。

(5) 99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定関係

V-Low マルチメディア放送を行う特定基地局の開設に関する指針として、特定基地局の範囲に関する事項、周波数の使用に関する事項、特定基地局の配置及び開設時期に関する事項、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項、開設計画の認定の要件、比較審査基準等について定める。

(6) 無線設備規則の一部改正関係

V-Low マルチメディア放送の技術基準（周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等）を追加する。

(7) 基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正関係

用語の意義に V-Low マルチメディア放送を行う基幹放送局の放送区域を追加する。

(8) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部改正関係

V-Low マルチメディア放送の標準方式（適用の範囲、多重化方式、伝送主シンボル、映像信号の符号化、映像信号等）を追加する。

(9) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更関係

基幹放送用周波数使用計画に V-Low マルチメディア放送のための周波数等を記載する。

Ⅲ 中波放送の難聴対策に係る FM方式の中継局に係る制度整備について

(10) 基幹放送用周波数使用計画の一部変更関係

超短波放送用周波数を用いて行う中波放送の中継局として、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件に特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）のため補完的に放送を行う中継局を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行。

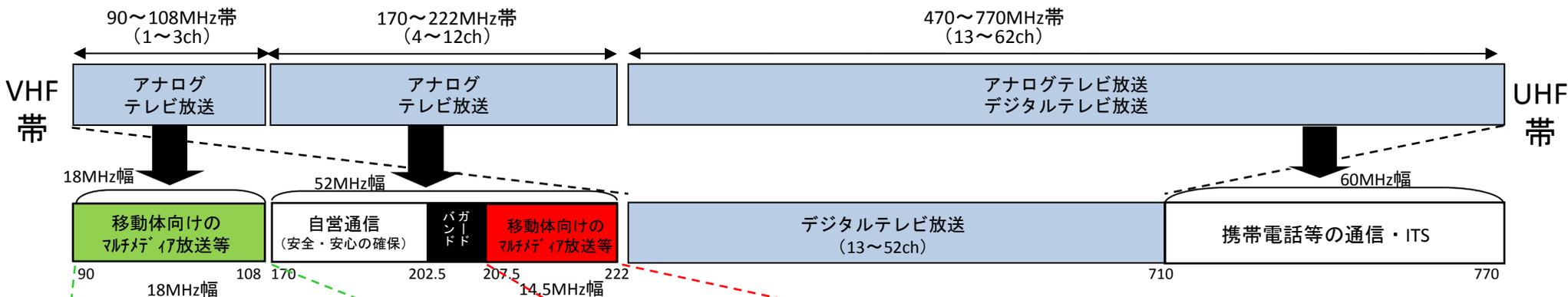
- 無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について(諮問第31号)
- 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について(諮問第32号)
- 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について(諮問第33号)
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について(諮問第34号)

情報流通行政局

平成25年11月

移動受信地上基幹放送とは

かつてのアナログ放送の空き周波数を活用した移動体端末向けの基幹放送



V-Low (99MHz~108MHz)

- 車載器や携帯端末での受信が中心
- 地域向けの放送
- 無料放送が中心

V-High (207.5MHz~222MHz)

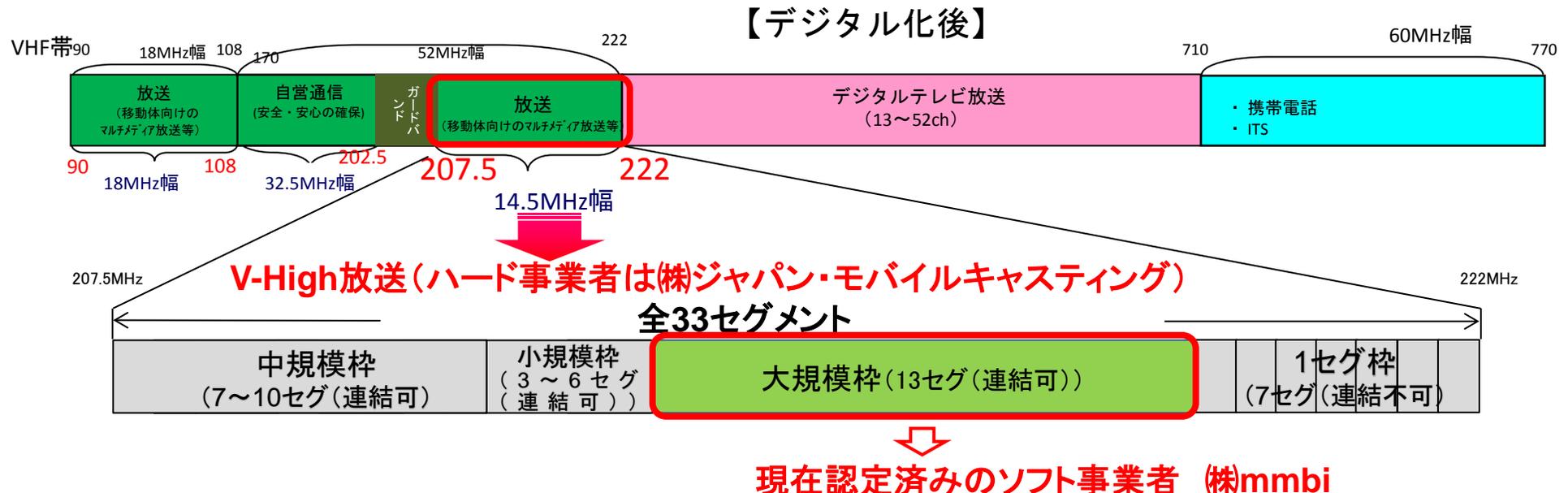
- 携帯端末での受信が中心
- 全国一律の放送
- 有料エンターテインメント分野の番組が中心

I V-High放送に係る制度整備について

地デジ化後の跡地利用 (V-Highマルチメディア放送)

移動受信地上基幹放送のうちV-High帯(207.5~222MHz)を使用する放送(V-High放送)は、「映像・音響・データ」「リアルタイム型・蓄積型」といったサービスを柔軟に組み合わせる放送である「マルチメディア放送」による普及を図るものとして導入された。

- 平成22年 9月 ハード事業者の特定基地局開設計画を認定 **全33セグメント**
※ハード事業者は(株)ジャパン・モバイルキャスティング(ドコモ系)(Jモバ)
- 平成23年 7月 ソフト事業者の認定に向けた制度整備
- 平成23年10月 ソフト事業者の基幹放送業務を認定 **13セグメント**
※ソフト事業者は(株)mmbi(ドコモ系)
- 平成24年 4月 mmbiの提供する放送サービスが3大都市圏を中心にサービス開始
※放送サービス名称は「NOTTV」
- 平成25年 8月 Jモバの基地局の世帯カバー率が約78%となる。
- 平成25年 9月 NOTTVの加入者数が150万件を突破。



既に参入している事業者(株)mmbi)によるV-Highマルチメディア放送

①リアルタイム型放送

■ 従来のTVのように放送を受信しながら
ライブ映像が視聴できる。



②蓄積型放送

■ 従来の放送と異なり、映像ファイル等を
一旦蓄積し視聴できる。

・さまざまな
コンテンツ
・レコメンドも

いつでも好きな
ときに利用

ケータイ内に自動蓄積



5時

nottv.1

<番組例>
オリジナルドラマ
オンナ♀ルール(富永愛主演)
オリジナル番組
AKBのあんた誰?
お昼の100万円クイズLIVE
青木隆治のエンタメまるっとLIVE
スマホのトリセツ
米国ドラマ
レポリビューション
その他
FUJI ROCK FESTIVAL'13

3セグメント

nottv. NEWS

<番組例>
ニュース
TBSニュースバード

リアルタイム型放送

2セグメント

nottv.2

<番組例>
オリジナル番組
EXFILE(EXILEの
バラエティ番組)
スポーツ
プロ野球中継
Jリーグ中継
欧州チャンピオンリーグ
ゴルフネットワーク

約20時間放送

3セグメント

<番組例>
オリジナルドラマ
オンナ♀ルール(富永愛主演)
オリジナル番組
占いテレビ
AKBのあんた、誰?(ダイジェスト版)
青木隆治のエンタメまるっとLIVE
ニュース
毎日新聞TAP-iNOTTV版

蓄積型放送

4セグメント

7セグメント

1セグメント

電子番組表 (EPG)

4時

13セグメント

総務省による参入希望調査(8月5日～9月4日)①

1. V-High放送については、全33セグメントの参入枠のうち20セグメント分が未使用。
2. 周波数の有効利用と多様な放送サービスを促進する観点等から、あらためて参入希望調査(平成25年8月5日～9月4日)を実施。

参入希望調査の結果

29社(最大35CH、55セグ) 参入希望		
28社 (55セグメント中53セグメント) 既存の衛星基幹放送においてテレビジョン放送事業を営む事業者等		1社 (2セグ)
26社 テレビジョン放送(※1)の実施を主として希望 (マルチメディア放送(※2)の実施を主として希望する者 0社)	2社	独立系新規参入希望者
※1「テレビジョン放送」:リアルタイム型映像放送を中心とする放送 ※2「マルチメディア放送」:「映像・音響・データ」、「リアルタイム型・蓄積型」といったサービスを柔軟に組み合わせる放送	放送の種類は未定	
20社 サイマル放送(※)を主として希望	6社 独自編成 希望	
※「サイマル放送」:自らが既に衛星基幹放送等において営んでいる既存のテレビジョン放送サービスと同時同内容の放送		

(参考)総務省による参入希望調査(8月5日~9月4日)

V-High移動受信地上基幹放送に係る参入希望調査結果概要(全29者)

カテゴリー	調査票提出順	調査票提出者	事業概要													
			放送の種類			チャンネル数 (TVのみ)	セグメント数	主たる収入			番組編成			具体的編成イメージ		
			TV	MM	全く未定			有料放送	無料放送	全く未定	主としてサイマル	主として独自編成	全く未定	サイマル	独自編成	
I 既存放送事業者 (テレビジョン放送)及びその関係事業者	1	(株)ビーエスFOX	○			1	1~3	○				○			FOX	
	2	(株)アニマックス ブロードキャスト・ジャパン														
	3	(株)AXNジャパン														
	4	(株)ミステリチャンネル														
	5	ディスカバリー・ジャパン(株)	○			1	2	○				○			ディスカバリーチャンネル	
	6															
	7															
	8	(株)TBSテレビ														
	9	(株)テレビ朝日														
	10	(株)フジテレビジョン				1~2	1~4									
	11	日本映画衛星放送(株)	○			2	2	○				○			日本映画専門チャンネル、 時代劇専門チャンネル	
	12	MTV Networks Japan(株)				1~2	1~2									
	13															
	14	(株)スペースシャワーネットワーク				1	1									
	15	(株)ジュビターテレコム				1	1~2									
	16	(株)スーパーネットワーク	○			2	2	○				○			スーパードラマTV、 ヒストリーチャンネル	
	17															
	18															
	19															
	20	(株)東北新社			○	1	1	○						○		
	21	(株)ファミリー劇場	○			1	1	○				○			ファミリー劇場	
	22	(株)ザ・シネマ	○			1	1	○				○			ザ・シネマ	
	23	(株)囲碁将棋チャンネル	○			1	1	○				○			囲碁・将棋チャンネル	
	24	KBS JAPAN(株)	○			1	2	○				○			KBS Worldチャンネル	
	25															
	26					1	1~2									
	27															
	28															
II 独立系 新規参入希望者	—	(株)ティーズ		○		—	1~2	○				○				
合計	29		26	1	2	30~35	33~55	26	2	1	20	7	2			

※黒塗りの箇所は、提出者が非開示を希望しているもの。

注1)「放送の種類」の欄においては、リアルタイム型のテレビジョン放送を中心とする事業計画を主に検討しているものを「テレビジョン放送」(TV)とし、リアルタイム型及び蓄積型等の放送を柔軟に組み合わせる事業計画を主に検討しているものを「マルチメディア放送」(MM)として記載。

注2)「主たる収入」の欄においては、視聴料収入を基盤とするものを「有料放送」とし、広告収入を基盤とするものを「無料放送」として記載。

注3)参入当初の事業計画と将来的な事業計画とをそれぞれ回答している場合は、参入当初の事業計画のみを記載。このほか、複数の事業計画の選択肢を提示しているものについては、主たる事業計画のみを記載。

注4)1チャンネルあたりの希望セグメント数が3を超えるものはなし。

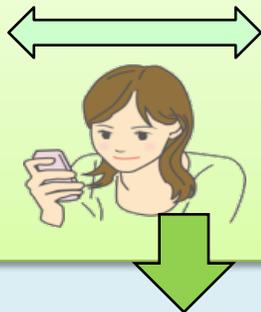
総務省による参入希望調査(8月5日～9月4日)②

背景

(多くの事業者が主張する点を要約)

移動受信の視聴ニーズの高まり

衛星放送、ケーブルテレビは、固定受信メディアとして視聴者の多様なニーズに対応する専門チャンネル等を中心に発達してきた。



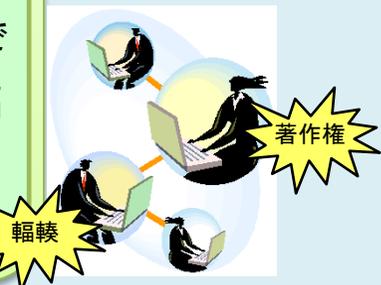
昨今のスマートフォン等の普及に伴い、移動受信の視聴ニーズが高まっている。

インターネット上の動画配信との違い

(権利処理や輻輳)

インターネット上の動画配信プラットフォームを活用する場合、著作権等の権利処理の問題や、アクセスが集中する時間帯における輻輳等の技術的問題がある。

V-High放送は、放送波によるサービス提供であり、権利処理が比較的容易であるとともに、輻輳が生じるおそれがない。



1CHあたり1～3セグでリアルタイム型放送を希望する事業者が大多数

蓄積型放送に対する

ニーズとコスト

蓄積型放送については、視聴者からのニーズが寄せられておらず、設備投資に見合うメリットがあるか分からない。蓄積型放送の機能は端末側の録画機能によってもある程度は代替できる。



V-High放送に係る基幹放送普及計画の変更案等の概要

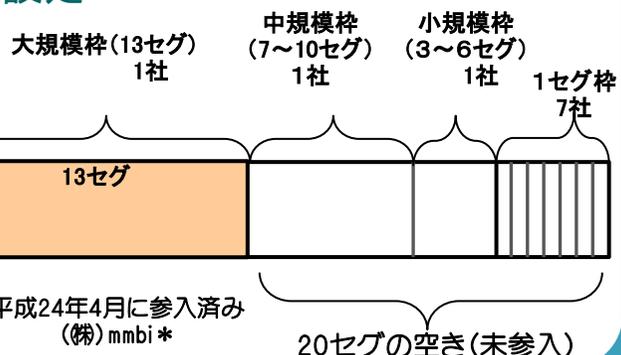
現 行

放送の形態

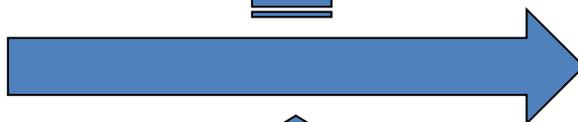
「マルチメディア放送」※のみ可能
(※リアルタイム型及び蓄積型等の放送を柔軟に
組み合わせた放送)

放送系により放送することので きる放送番組の数の目標

「マルチメディア放送」を行うため
には、ある程度まとまった周波数
が必要であるため、以下のように
設定



基幹放送普及計画の変更 (諮問事項)



参加希望調査の結果

改正後

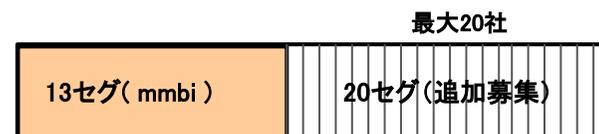
放送の形態

「テレビジョン放送」※も可能とする
(※リアルタイム型放送を中心とする放送)

基幹放送普及計画 第1.1.(1)等

放送系により放送することので きる放送番組の数の目標

より多くの者の参加を可能とする
ため1CH(1~3セグ)ごとの申請
とし、参加枠を7~20程度とする。



基幹放送普及計画 第3.2.(5)等

その他所要の規定の整備 (非諮問事項)

上記制度改正等に伴い、放送法関係審査基準(次ページ)の整備等を行う。

(参考) 制度整備後のV-High放送の審査基準の概要

絶対審査項目 (放送法関係審査基準第10条の3及び別紙2)

- ・ 番組準則(公序良俗・政治的公平等)
 - ・ 字幕番組等の充実
 - ・ 番組基準の策定、番組審議機関の設置
 - ・ 災害放送の実施
 - ・ 個人情報保護
 - ・ 有料放送の提供条件の説明、苦情処理
 - ・ 表現の自由の享有(1者当たり13セグメントを上限)
 - ・ 設備の運用・保守等の対応体制
 - ・ 欠格事由(外資規制及び処罰歴)
- 等

【絶対審査項目に適合する申請が割当て枠数を超えた場合】

↳ 一項目でも不適合＝拒否処分

比較審査基準 (放送法関係審査基準別紙4)

【第1次】

- ・ 青少年の保護
- ・ 広告放送の割合

【第1次比較審査において事業者が決まらず、さらに比較審査を行う必要がある場合】

【第2次】

- ・ 事業計画の確実性 (重視)
- ・ 放送番組の多様性
- ・ 放送の特性を生かしたサービスの推進

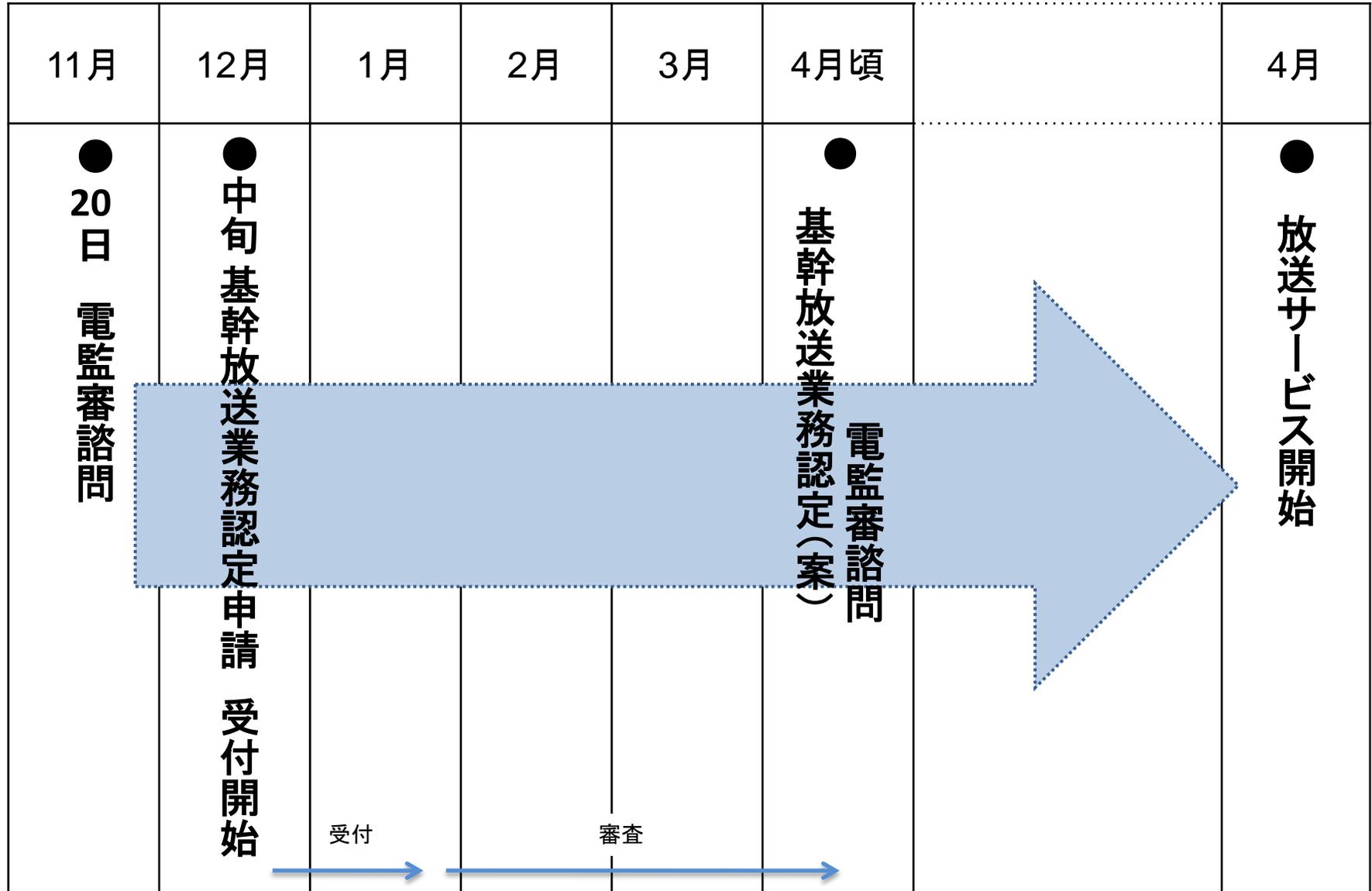
↳ 適合性の高いものを認定

今後の想定スケジュール(案)

平成25年

平成26年

平成27年



Ⅱ V-Lowマルチメディア放送に係る 制度整備について

V-Lowマルチメディア放送に関する経緯

- 平成19年6月 情報通信審議会「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」に対する答申
- 平成20年7月 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書の公表
- 平成21年10月 情報通信審議会「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」に対する答申
- 平成22年7月 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」報告書の公表
- 平成24年7月～ 全国で順次実証実験(宮城、喜多方・会津、逗子・葉山、近畿、福岡)

平成25年 3月 V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の実施(3月25日～4月24日)

→ 計73者から参入希望の提出

7月 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ(17日)

→ 「アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯(90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。」

7月 V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集(7月18日～8月19日)

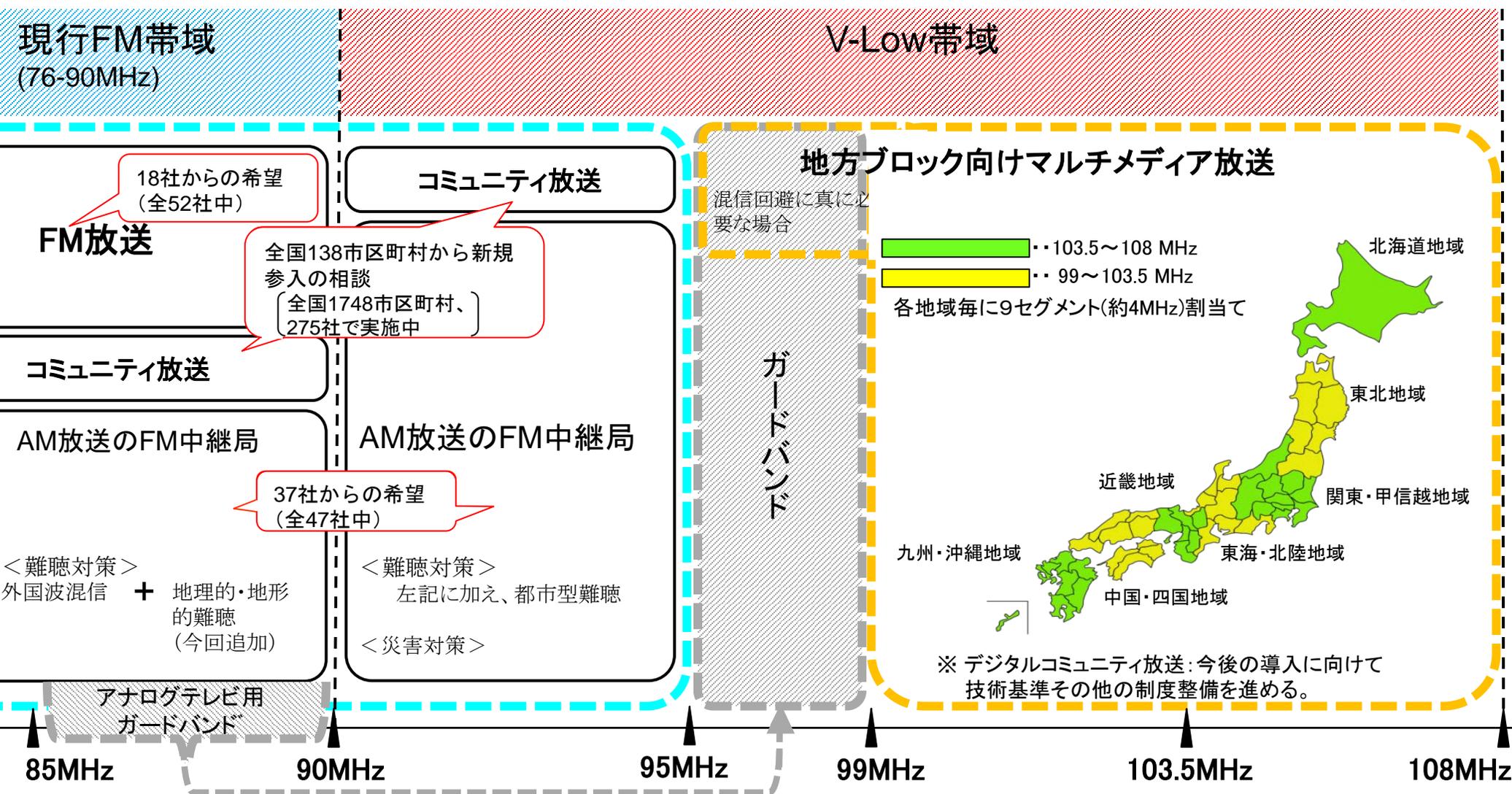
9月 基本的方針の公表(9月27日)

V-Lowマルチメディア放送の制度整備案についての意見募集(9月27日～10月28日)

周波数割当ての基本的方針

(周波数の利用イメージ)

(9月27日公表)



■ 「短波放送」と「NHKの中波放送(都市型難聴対策)」の扱いは、今後検討。

V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果概要

[実施期間]平成25年3月25日～4月24日

[調査等の対象]既存ラジオ事業者以外の方も含め、広く国民一般

[V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望]

(1) 地方ブロック又は県域を放送対象地域とする放送

○ハード事業参入希望者【計2者】

- ①VIP※株式会社(今後設立予定)※V-Low Infrastructure Provider
- ②非開示希望者

○ソフト事業参入希望者【計56者】

FMノースウェーブ、FM北海道、北日本マルチメディア放送、FM青森、FM秋田、FM岩手、FM仙台、FM福島、FM山形、ラジオ福島、FM群馬、FM栃木、FMラジオ新潟、上越ケーブルビジョン、テレビ松本ケーブルビジョン、東京マルチメディア放送、栃木放送、長野FM、FM愛知、FM石川、FM富山、岐阜FM、静岡FM、ZIP-FM、中日本マルチメディア放送、福井FM、三重FM、FM大阪、FM滋賀、FM802、大阪マルチメディア放送、BAN-BANネットワークス、兵庫FM、ラジオ関西、和歌山放送、FM愛媛、FM香川、FM高知、FM山陰、FM徳島、FM山口、中国・四国マルチメディア放送、広島FM、FM大分、FM沖縄、FM鹿児島、FM熊本、FM佐賀、FM長崎、FM福岡、FM宮崎、九州・沖縄マルチメディア放送、南日本放送、LOVE FM、非開示希望者2者

(2) 一部の市町村を放送対象地域とする放送(いわゆるデジタルコミュニティ放送)

【参入希望者:計14者】

いわき市民コミュニティ放送、喜多方シティエフエム、福島コミュニティ放送、水戸コミュニティ放送、まえばしシティFM、FMラジオ立川、FM戸塚、逗子・葉山コミュニティ放送、上越ケーブルビジョン(再掲)、上田ケーブルビジョン、須高ケーブルテレビ、FM-N1、FM宝塚、FMうるま

- 地上テレビ放送のデジタル化で生み出された周波数を利用して導入する、携帯端末等に、映像・音声・データ等の様々な情報を、柔軟に組み合わせて送信する地域向けの放送サービス

【提供サービスイメージ】

デジタルラジオ

- ・ ラジオをクリアな音声で提供



地域情報・災害情報

- ・ 詳細な地域情報、輻輳のない放送の特性を活かした迅速な災害情報の提供



交通情報

- ・ 詳細な道路・交通情報・周辺地域情報の提供
- ・ 災害時のドライバーへの情報提供



電子チラシ・サイネージ等

- ・ タブレット等への電子チラシやバス内・街中等にあるサイネージへの情報等を提供



【想定される主な受信端末】

スマホ／タブレット

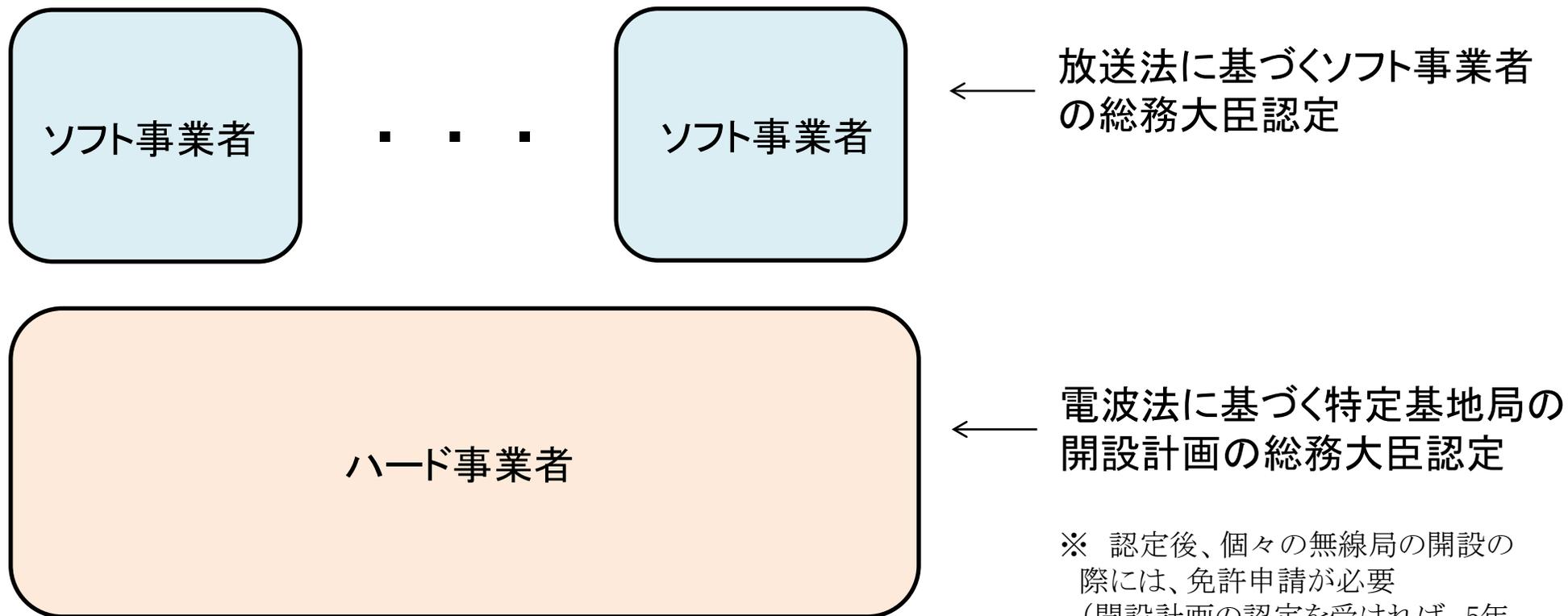
Wi-Fiチューナー

車載器

簡易端末

デジタルサイネージ

※V-Low波を受信し、
Wi-Fiを用いてスマホ等に転送



※ 認定後、個々の無線局の開設の際には、免許申請が必要
(開設計画の認定を受ければ、5年間排他的に免許申請が可能となる。)

注) 認定は放送対象地域ごと

基幹放送普及計画等の一部変更(案)

■ 基幹放送普及計画

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

1. 基幹放送を国民に最大限普及させるための指針

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

民間基幹放送事業者が行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送については、次のとおりとする。

(ア) 全国各地域においてあまねく受信できること。

(イ) 受信設備の普及に配慮すること。

(ウ) 自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、映像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるといった特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

3. その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

基幹放送を行う民間基幹放送事業者による基幹放送（全国放送であるものを除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

◎参考：現行規定

「地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその地上基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、地上基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。」

特定基地局の開設に関する指針(案)(ハード事業関係)

1. 特定基地局の範囲

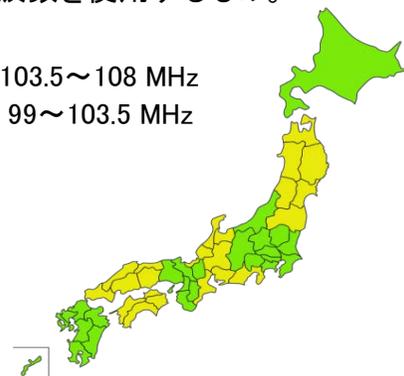
移動受信用地上基幹放送に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務の提供を行う放送局のうち、下記2の周波数を使用するもの。

2. 使用させることとする周波数

(1) 99MHz～108MHz以下の周波数

(2) 周波数の使用区域は、次に掲げる区域とする。

- ・ 99MHz～103.5MHz以下 : 東北広域圏、東海・北陸広域圏及び中国・四国広域圏
- ・ 103.5MHz～108MHz以下 : 近畿広域圏、関東・甲信越広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道



3. 特定基地局の配置及び開設時期

(1) 5年以内に、次の世帯カバー率の要件を満たすように特定基地局を配置し、開設しなければならない。

- ・ 関東・甲信越、近畿 : 80%以上
- ・ 北海道、東海・北陸、九州・沖縄 : 70%以上
- ・ 東北、中国・四国 : 60%以上

かつ、各都府県毎に50%以上

cf. ・V-High : 5年以内に全国 90%以上
かつ 総通局の区域毎に70%以上
・通信 : " 総通局の区域毎に50%以上

(注)通信は人口カバー率

(2) 5年以内に、次の要件を満たすように特定基地局を配置し、開設しなければならない。

- ① 放送対象地域内の駅カバー率が50%以上
- ② 放送対象地域内の道路施設(サービスエリア・パーキングエリア)カバー率が50%以上

(3) 放送対象地域内において、放送があまねく受信できるように努めるものとする。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

同一の送信の方式を用いて同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。

5. その他必要な事項

(1) 申請することができる周波数の帯域幅は、4.5MHzとし、セグメント数は9とする。

(2) 別表の要件について要件審査を行い、要件を満たす申請が1の場合は当該申請に対して(放送対象地域ごとに)認定を行う。

要件を満たす申請が2以上の場合には、比較審査として要件への適合の度合いが最も高い1の申請に対して認定を行う。

1 開設計画の適切性及び計画実施の確実性

(1) 特定基地局の整備計画に関する事項

- ・ 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項のうち世帯カバー率並びに駅カバー率及び道路施設カバー率の要件を満たす合理的かつ具体的な整備計画を有していること
- ・ 特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする旨の整備計画を有していること

(2) 受信設備の普及に関する事項

- ・ 受信設備を放送対象地域内に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること

(3) 放送局設備供給役務の提供に関する事項

- ・ 放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれること
- ・ その他認定基幹放送事業者の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること

(4) 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

- ・ 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力を有していること
- ・ 財務的基礎を有していること
- ・ 技術的能力を有していること 等

2 混信等の防止

- ・ 既設の無線局等への混信を防止するための技術の導入及び対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること

3 電波の能率的な利用の確保

- ・ 電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること

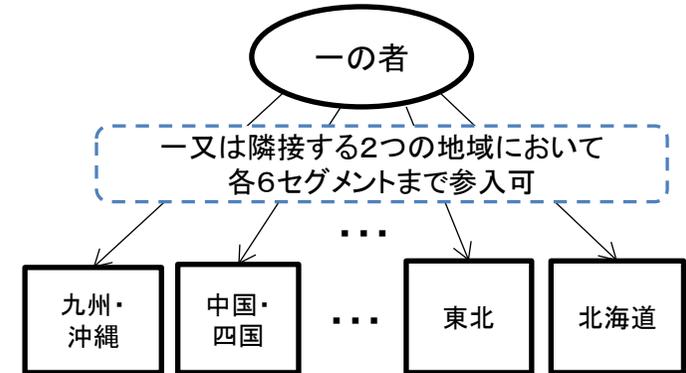
4 その他

- ・ 放送局設備供給役務の提供を行うことが放送の普及及び健全な発達に寄与すること

マスメディア集中排除原則(案)(ソフト事業関係)

■ マスメディア集中排除原則

- ・ 一の者(注)は、一又は隣接する二つの放送対象地域において、各地域(9セグメント中)最大6セグメントまで参入可能(自ら実施し又は支配可能)
(注) 既存放送事業者も、それ以外の者と同様に参入可能
cf. V-Highでは全国33セグメント中13セグメントまで
- ・ 支配関係に該当する基準は1/3以上の議決権の保有等
cf. V-High及び衛星基幹放送と同じ
- ・ 主たる出資者、役員及び放送番組審議機関の委員は、できるだけ放送対象地域に住所を有する者でなければならない。
cf. 地上テレビ放送及び地上ラジオ放送と同じ

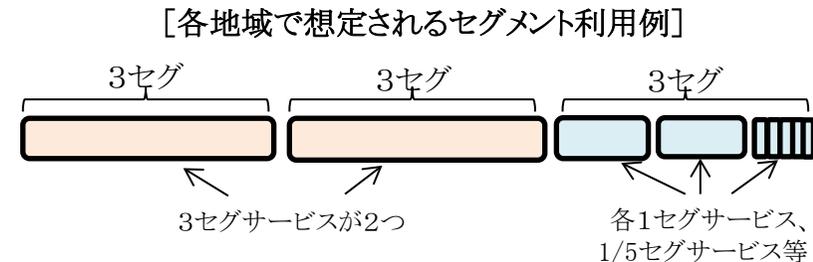


※ 申請・認定の単位(認定方針(非諮問事項))

ソフト事業への参入は、1/5セグメント単位(注)でも可能

(注) 1/5セグで、FM放送と同程度の音質による音声ストリーミング放送が可能

⇒ 1/5セグメントの整数倍の単位で申請を受け付ける



絶対審査項目 (放送法関係審査基準第10条の3)

- マスメディア集中排除原則に適合
- 基幹放送局設備を確保可能
- 経理的基礎
- 技術的能力の適合性
- 電気通信設備の適合性
- 法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定(欠格事由)に該当しないこと
- 基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること
- 放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない
 - ・ 公安及び善良な風俗を害しないこと。青少年保護措置を講ずるものであること
 - ・ 政治的に公平であること
 - ・ 報道は、事実を曲げないですること
 - ・ できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること
- 放送番組の編集の基準を定めること
- 審議機関の設置
- 災害に関する放送を行うものであること 等

比較審査基準 (認定方針第3条)

- 業務の維持がより確実な事業計画を有するもの
 - ・ 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性
 - ・ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性並びに費用算出の適正性 等
- 放送番組の多様性の確保により資するもの
- 放送の特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組を行うもの
 - ・ 映像、音響、信号等の組合せ及びリアルタイム型と蓄積型の多様な組合せの確保 等
- 成人向け番組を含む放送を行わないこと、より充実した青少年の保護の措置を講ずるもの
- 放送番組の制作及び調達に係る取引の適正性等の確保のためのより充実した取組を行うもの
- 意図に反した有料サービスへの誘導の防止等、より充実した受信者利益の確保の取組を行うもの
- 受信設備普及のための計画の内容がより充実していること
- 当該地域の住民の要望に応える放送(ローカル番組(地域の行政情報・タウン情報等))が、より多く設けられていること。

技術基準の改正概要

情報通信審議会において放送方式の技術的条件の検討が行われ、平成21年10月に答申。
今般、99MHz-108MHzの周波数を利用するISDB-T_{SB}の技術基準を整備するもの。

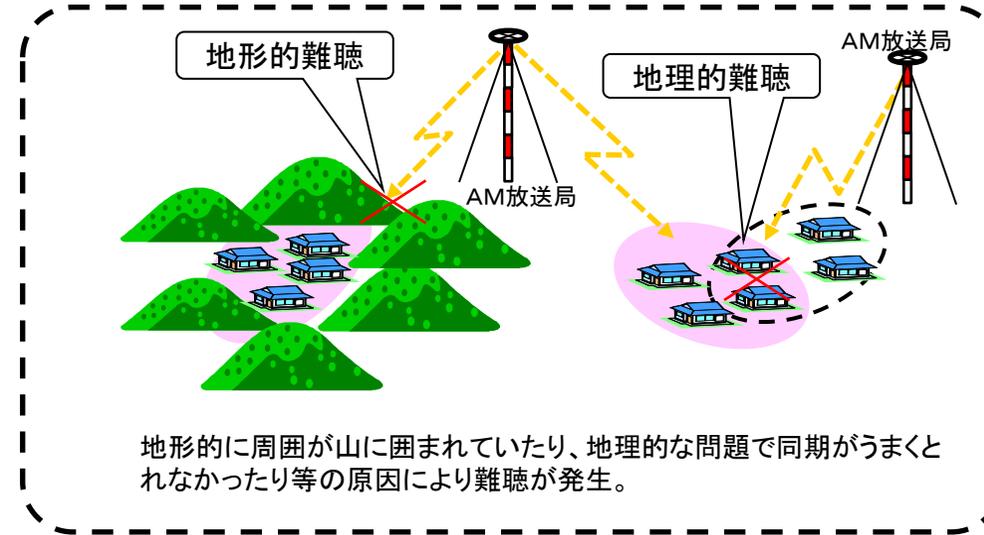
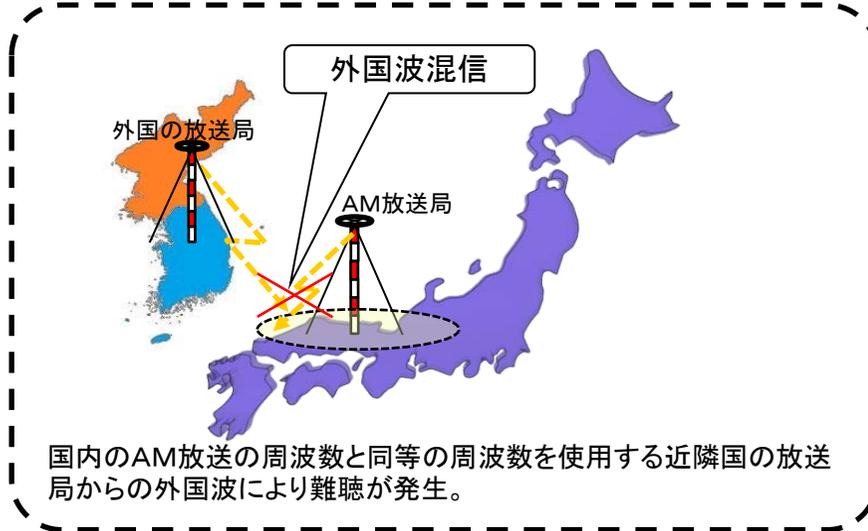
放送方式	ISDB-T _{SB} (Terrestrial Sound Broadcasting)		
周波数帯(用途)	99MHz-108MHz(地方ブロック向け放送)		
中心周波数	101.285714MHz, 105.571429MHz (基幹放送用周波数使用計画第1の5関連)		
周波数帯幅	3.9MHz(9セグメント連結の場合) (設備規則別表第二号関連)		
スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	空中線電力	スプリアス発射の強度の許容値	不要発射の強度の許容値
	500Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	基本周波数の平均電力より70dB低い値
	1Wを超え500W以下のもの		
	1W以下	100μW以下	50μW以下
(設備規則別表第三号関連)			
多重化/伝送路符号化	3セグメント形式OFDMフレームと1セグメント形式OFDMフレームを任意に連結してTSパケットに多重化して伝送  (OFDMフレーム連結の一例) (標準方式第24条の3、第24条の4、第24条の7関連)		
映像符号化	ITU-T H.264 (ワンセグ放送、V-High放送にも使われる高圧縮技術) (標準方式第24条の5、第24条の6関連)		
音声符号化	ステレオ/5.1サラウンド(V-High放送にも使われる高圧縮技術) (標準方式第5条関連)		
所要電界強度	$\text{毎メートル} \sqrt{1.12^2 \times n + 0.71^2 \times m} \text{ ミリボルト}$ (nは3セグメント形式OFDMフレームの数、mは1セグメント形式OFDMフレームの数) (根本的基準第2条関連)		

- 
 (電波法第7条)
基幹放送用周波数使用計画を改正
- 
 (電波法第28条及び第38条)
無線設備規則を改正
- 
 (放送法第111条及び第121条)
デジタル放送の標準方式(注)を改正
 (注) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
- 
 (電波法第7条)
基幹放送局の開設の根本的基準を改正

Ⅲ 中波放送の難聴対策に係るFM方式の 中継局に係る制度整備について

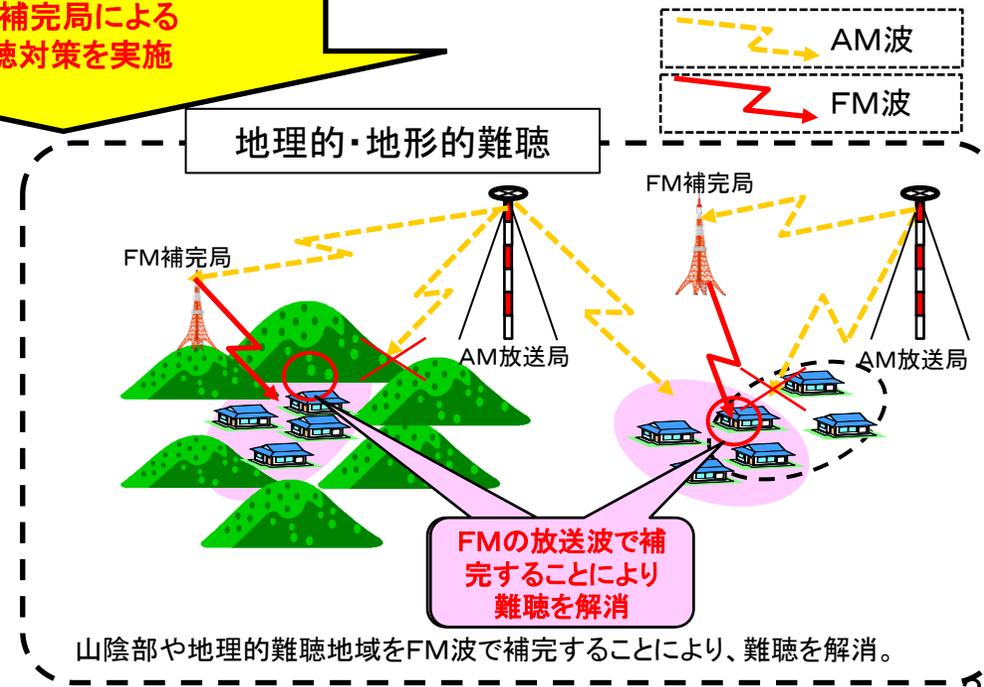
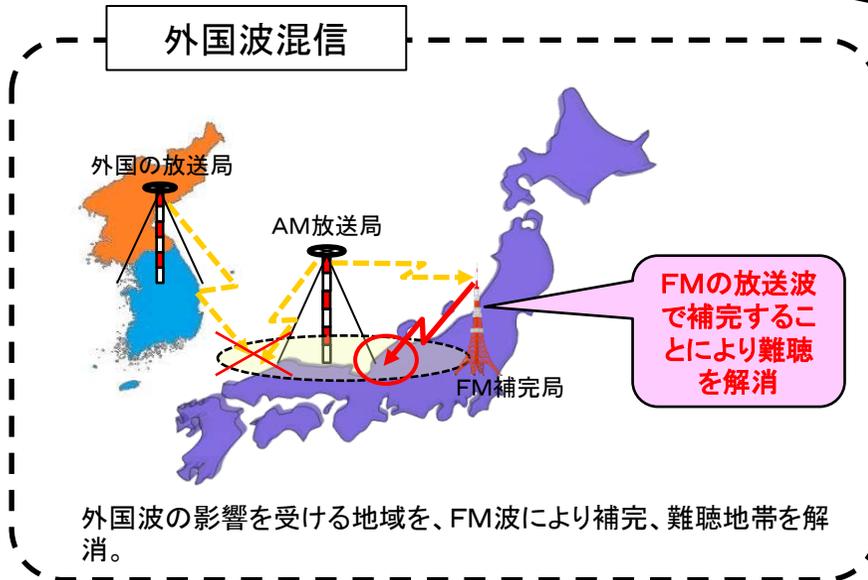
外国波混信及び地理的・地形的難聴の概要

AM放送が抱える難聴問題の例(現状)



問題解決策(AM放送のFM補完局)

FM補完局による
難聴対策を実施



基幹放送用周波数使用計画の一部変更(案)

第1 総則

1～3 (略)

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

(1) (略)

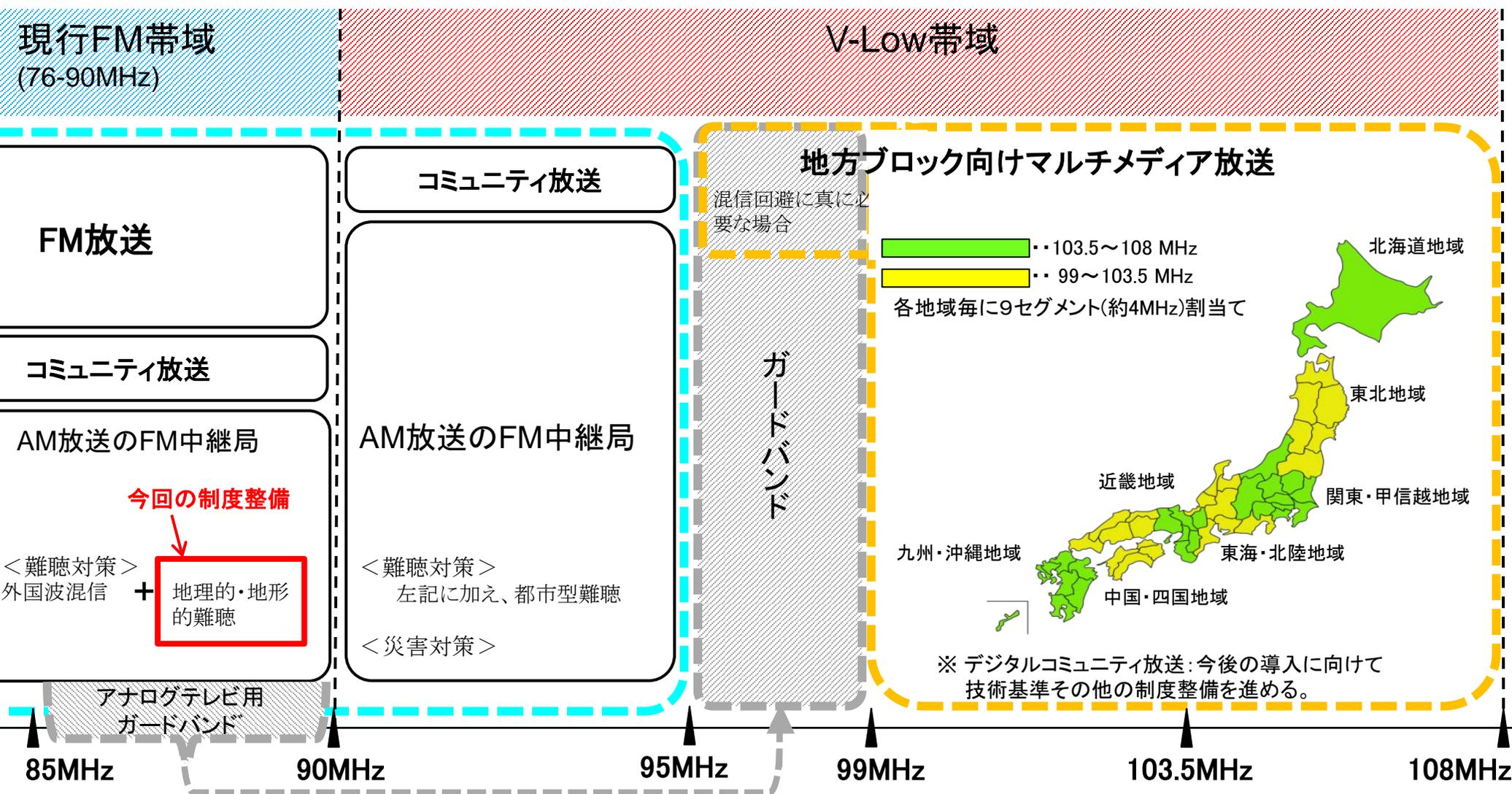
(2) 中波放送について、外国波による混信対策、**地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)**のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

(3)～(4) (略)

周波数割当ての基本的方針

(周波数の利用イメージ)

(9月27日公表)



■ 「短波放送」と「NHKの中波放送(都市型難聴対策)」の扱いは、今後検討。

平成 25 年 1 月 20 日

日本放送協会が放送法第 20 条第 10 項の認可を受けて実施する「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について
(平成 25 年 1 月 20 日 諮問第 35 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネット を利用したコンテンツ提供業務」の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<p>・放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」に係るコンテンツを、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐付く端末機器における一般の利用に供することを目的として、電気通信回線を通じて提供する業務。 (放送法第20条第2項第2号に該当する業務を除く。)</p>
2 業務を行うことを必要とする理由	<p>・平成25年3月、一般社団法人IPTVフォーラムが、放送・通信連携サービス技術を規格化した「ハイブリッドキャスト技術仕様」を策定し、公表。テレビジョン放送のデジタル化が完了し、新しいメディア環境への期待が高まる中、この新たな技術を用いた、放送を軸としてテレビ、スマートフォン、タブレットなど様々な端末で放送と通信が高度に連携する、多様なアプリケーションやコンテンツによる新しいサービスは、デジタル化の果実の還元でもあり、次世代の放送として、協会のみならず官民をあげて取り組んでいるところ。</p> <p>協会は、9月、データ放送コンテンツを活用した形でハイブリッドキャストを開始したが、今後、対応受信機が広く普及し、多くの視聴者・国民がこの新しいサービスを十全に享受できるためには、協会が保有するコンテンツやノウハウを十分に活用した、放送局ならではの魅力あるサービスコンテンツの開発が必要。</p> <p>本業務は、ハイブリッドキャスト技術を生かした新しいサービスを実施して、利用者の評価等を踏まえてサービス設計面、演出面、技術面といった観点から検証を行うことにより、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たし、放送及びその受信の進歩発達に資するもの。</p>

<p>3 業務の実施計画の概要</p>	<p>業務の実施にあたっては、サービス設計面、演出面、技術面（実時間エンコーディング、番組送出に合わせたメタデータ生成、アクセス集中の対処等）といった観点から検証を行うこととし、実施する業務の類型は、以下のとおり。</p> <p>類型1：放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務 （実施例：ソチ五輪における競技中継の時差再生映像の提供） （検証項目例：実時間エンコーディングとタイミング制御信号付加の技術検証、アクセス集中の対処検証）</p> <p>類型2：放送中の番組の進行に合わせて複数カメラからの中継映像を同時提供する業務 （実施例：スポーツやステージ番組において特定の位置や選手等に固定した映像の提供） （検証項目例：実時間複数映像エンコーディング機能の技術検証、アクセス度合いの検証、遅延時間の検証、制作現場の実現性検証）</p> <p>類型3：放送番組及びその編集上必要な資料による動画クリップを当該番組の放送中に提供する業務 （実施例：スポーツ中継のハイライト動画） （検証項目例：速やかに編集してネット提供するワークフローの検証、アクセス集中の対処検証）</p> <p>類型4：視聴者の番組参加を目的としたコンテンツを提供する業務 （実施例：クイズやアンケートへの回答に要するフォーム及びそれに付随する情報の提供） （検証項目例：双方向番組のデータ処理の検証（処理速度、限界値等）、リターン情報のアクセス集中の対処検証、双方向番組のワークフローの検証）</p> <p>類型5：文字、図形、データ等による番組に関連したコンテンツを当該番組の進行に合わせて提供する業務 （実施例：専門用語等のキーワード表示、紀行番組における地図表示等） （検証項目例：番組送出に合わせたメタデータ生成・送出技術の検証、番組連動コンテンツ提供のワークフロー</p>
---------------------	--

	<p>検証)</p> <p>類型6：放送中の番組を契機としたリコメンド機能等を活用して、既放送番組の動画クリップ等を提供する業務 (実施例：アーカイブ番組の動画クリップ等の提供) (検証項目例：リコメンド機能の有効性の検証、検索機能の操作性の検証)</p> <p>(注) ひとつの番組に複数の類型を適用して実施することも可とする。</p>						
<p>4 業務の収支の見込み</p>	<p>・支出は以下のとおり</p> <p style="text-align: right;">(単位 億円)</p> <table border="1" data-bbox="555 766 1471 927"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 出</td> <td>1. 2</td> <td>7. 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・収入 なし(無償で提供)</p>	区 分	平成25年度	平成26年度	支 出	1. 2	7. 3
区 分	平成25年度	平成26年度					
支 出	1. 2	7. 3					
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>・平成25年度実施分は、当該年度の収支予算において措置。 ・平成26年度実施分は、当該年度の収支予算に計上予定。</p>						
<p>6 その他必要な事項</p>	<p>① 本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切な管理を行う。</p> <p>② 平成25年11月頃をめどに開始し、平成26年度末まで実施する。</p> <p>③ 業務の実施結果、検証結果については、今後のサービスの充実・開発に役立てるとともに、年度ごとに適宜とりまとめて、協会のホームページ等で公表する。</p> <p>④ 制度改正及び研究開発や受信機環境の進展等に伴い、必要があるときは、実施内容の変更・追加、延長等のための認可申請を行うこととする。</p>						

審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第20条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) 協会は、本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てることとしており、次世代放送サービスの高度化に資することから、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」と認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第20条第4項)	協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

ハイブリッドキャストサービスの仕組み



ハイブリッドキャスト対応受信機

メーカー		画面サイズ	備考
東芝	Z8Xシリーズ	65V	4kモデル 2013/6 発売
	Z7シリーズ	55V,47V,42V	2013/8~ダウンロード対応
	J7シリーズ	65V,50V,40V,32V	2013/8~ダウンロード対応
	Z8シリーズ	55V,47V,42V	2013/11発売
	J8シリーズ	55V,47V,42V	2013/11発売
パナソニック	WT600	65V	4kモデル 2013/10 発売
	FT60シリーズ	60V,55V,47V,42V	2013/10~ダウンロード対応
	VT60シリーズ	65V,55V	2013/10~ダウンロード対応
シャープ	XL10ライン	80V,70V,60V,52V,46V	2013/11発売予定

NHKによる「ハイブリッドキャストサービス」に係る認可申請の概要

- 具体的な業務の内容については下表のとおり。
- 所要経費は平成25年度1.2億円、平成26年度7.3億円。平成25年11月頃をめどに開始し平成26年度末まで実施。

業務の種類		種類の内容	検証項目の例	実施例
1	放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務	放送中の番組について、さかのぼって視聴することのできる映像を、電気通信回線を通じて一般に提供する	実時間エンコーディングとタイミング制御信号付加の技術検証、アクセス集中の対処検証	ソチ五輪等における競技中継の時差再生映像の提供
2	放送中の番組の進行に合わせて複数カメラからの中継映像を同時提供する業務	放送中の番組の進行に合わせて、放送に使用するために撮影している複数のカメラからの映像を、電気通信回線を通じて一般に提供する	実時間複数映像エンコーディング機能の技術検証、アクセス度合いの検証、遅延時間の検証、制作現場の実現性検証	スポーツやステージ番組において特定の位置や選手・出演者に固定した映像の提供
3	放送番組及びその編集上必要な資料による動画クリップを当該番組の放送中に提供する業務	放送中の番組について、当該放送番組及びその編集上必要な資料により構成される動画クリップを、当該番組の終了前に、電気通信回線を通じて一般に提供する	速やかに編集してネット提供するワークフローの検証、アクセス集中の対処検証	スポーツ中継のハイライト動画
4	視聴者の番組参加を目的としたコンテンツを提供する業務	放送中の番組の進行に合わせて、当該番組への視聴者の参加や意見の投稿を得ることを目的としたコンテンツを、電気通信回線を通じて一般に提供する	双方向番組のデータ処理の検証(処理速度、限界値等)、リターン情報のアクセス集中の対処検証、双方向番組のワークフローの検証	クイズやアンケートへの回答に要するフォーム及びそれに付随する情報
5	番組に関連する文字、図形、データ等によるコンテンツを当該番組の進行に合わせて提供する業務	放送中の番組の進行に合わせて、視聴者の番組内容に対する興味・関心に答えることを目的とした、当該放送番組の内容に関連する文字、図形、データ等によるコンテンツ(例：キーワード、地図等)を、電気通信回線を通じて一般に提供する	番組送出に合わせたメタデータ生成・送出技術の検証、番組連動コンテンツ提供のワークフロー検証	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語、地名等のキーワード表示(検索は視聴者が自らで実施) ・紀行番組における地図表示 ・将棋の棋譜データ表示(シミュレーションや疑似参加ができる)
6	放送中の番組を契機としたリコメンド機能等を活用して、既放送番組の動画クリップ等を提供する業務	放送中の番組を契機としたリコメンド機能や検索機能を活用して、協会が過去に放送した放送番組の動画クリップ等を、電気通信回線を通じて一般に提供する	リコメンド機能の有効性の検証、検索機能の有効性の検証	・アーカイブ番組の動画クリップの提供

「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯等

平成25年9月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

2 申請内容

(1) 業務の内容

放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」に係るコンテンツを、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐付く端末機器における一般の利用に供することを目的として、電気通信回線を通じて提供する業務
(放送法第20条第2項第2号に該当する業務を除く。)

(2) 業務を行うことを必要とする理由

平成25年3月、一般社団法人IPTVフォーラムが、放送・通信連携サービス技術を規格化した「ハイブリッドキャスト技術仕様」を策定し、公表した。テレビジョン放送のデジタル化が完了し、新しいメディア環境への期待が高まる中、この新たな技術を用いた、放送を軸としてテレビ、スマートフォン、タブレットなど様々な端末で放送と通信が高度に連携する、多様なアプリケーションやコンテンツによる新しいサービスは、デジタル化の果実の還元でもあり、次世代の放送として、協会のみならず官民をあげて取り組んでいるところである。

協会は、9月、データ放送コンテンツを活用した形でハイブリッドキャストを開始したが、今後、対応受信機が広く普及し、多くの視聴者・国民がこの新しいサービスを十全に享受できるためには、協会が保有するコンテンツやノウハウを十分に活用した、放送局ならではの魅力あるサービスコンテンツの開発が待たれている。

本業務は、ハイブリッドキャスト技術を生かした新しいサービスを実施して、利用者の評価等を踏まえてサービス設計面、演出面、技術面といった観点から検証を行うことにより、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たし、放送及びその受信の進歩発達に資するものである。

(3) 業務の実施計画の概要

業務の実施にあたっては、サービス設計面、演出面、技術面（実時間エンコーディング、番組送出に合わせたメタデータ生成、アクセス集中の対処等）といった観点から検証を行うこととし、実施する業務の類型は、以下のとおりである。

類型1：放送中の番組の時差再生可能な映像を提供する業務

(実施例：ソチ五輪における競技中継の時差再生映像の提供)

(検証項目例：実時間エンコーディングとタイミング制御信号付加の技術検証、アクセス集中の対処検証)

類型2：放送中の番組の進行に合わせて複数カメラからの中継映像を同時提供する業務

(実施例：スポーツやステージ番組において特定の位置や選手等に固定した映像の提供)

(検証項目例：実時間複数映像エンコーディング機能の技術検証、アクセス度合いの検証、遅延時間の検証、制作現場の実現性検証)

類型3：放送番組及びその編集上必要な資料による動画クリップを当該番組の放送中に提供する業務

(実施例：スポーツ中継のハイライト動画)

(検証項目例：速やかに編集してネット提供するワークフローの検証、アクセス集中の対処検証)

類型4：視聴者の番組参加を目的としたコンテンツを提供する業務

(実施例：クイズやアンケートへの回答に要するフォーム及びそれに付随する情報の提供)

(検証項目例：双方向番組のデータ処理の検証（処理速度、限界値等）、リターン情報のアクセス集中の対処検証、双方向番組のワークフローの検証)

類型5：文字、図形、データ等による番組に関連したコンテンツを当該番組の進行に合わせて提供する業務

(実施例：専門用語等のキーワード表示、紀行番組における地図表示等)

(検証項目例：番組送出に合わせたメタデータ生成・送出技術の検証、番組連動コンテンツ提供のワークフロー検証)

類型6：放送中の番組を契機としたリコメンド機能等を活用して、既放送番組の動画クリップ等を提供する業務

(実施例：アーカイブ番組の動画クリップ等の提供)

(検証項目例：リコメンド機能の有効性の検証、検索機能の操作性の検証)

(注) ひとつの番組に複数の類型を適用して実施することも可とする。

(4) 業務の収支見込み

(単位 億円)

区分	平成25年度	平成26年度
支出	1.2	7.3

収入 なし

(5) 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度実施分は、当該年度の収支予算において措置。

平成26年度実施分は、当該年度の収支予算に計上予定。

(6) その他必要な事項

- ① 本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切な管理を行う。
- ② 平成25年11月頃をめどに開始し、平成26年度末まで実施する。
- ③ 業務の実施結果、検証結果については、今後のサービスの充実・開発に役立てるとともに、年度ごとに適宜とりまとめて、協会のホームページ等で公表する。
- ④ 制度改正及び研究開発や受信機環境の進展等に伴い、必要があるときは、実施内容の変更・追加、延長等のための認可申請を行うこととする。

3 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

テレビジョン放送のデジタル化が完了し、放送技術の進展を踏まえ、視聴者の利便に資する新たなサービスの充実が期待されている。中でも、放送・通信双方のインターフェースや高い処理能力を持つCPUを搭載した、いわゆるスマートテレビを利用した新たな放送・通信連携サービスへの期待が高まっている。こうした中、協会は本年9月から、データ放送コンテンツを活用したハイブリッドキャストサービスを国内で先駆けて開始したところである。

放送法第15条で定められた協会の設立目的の一つに、「放送及びその受信の進歩発達に必要な業務」が含まれており、上記で述べた技術的・社会的環境の下においては、ハイブリッドキャスト技術を活用したより多様かつ高度なサービスを実現させるため、技術的な検証や先行的なサービス実証を行い、その成果を得ることで新たなサービスの実現・実用化に向けた取組を行うことが協会に求められていると言える。なお、

平成25年度の協会収支予算等に総務大臣が付した意見においても、「スマートテレビ等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。」との言及がなされているところである。

今回、申請のあった業務は、ハイブリッドキャスト技術を生かした各種新規サービスの提供であるが、こうしたサービスの技術的検証を先導的に実施し、その知見を得ることは、官民を挙げた次世代放送サービスの高度化にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことで得られたデータ等を、サービス設計面、演出面、技術面といった観点からハイブリッドキャストサービスのさらなる発展のための技術的検証等に役立てたいとしており、放送及びその受信の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、コンテンツ開発・制作費やシステム整備費等として、平成25年度において1.2億円、平成26年度において7.3億円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、平成26年度末までに限定されたものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

(2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービス設計等の検討に役立てることとしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。

平成 25 年 1 月 20 日

日本放送協会が放送法第 20 条第 10 項の認可を受けて実施する「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について
(平成 25 年 1 月 20 日 諮問第 36 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、関本係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会の「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）（以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、以下のとおり、法第20条第2項第8号の業務の認可申請があった。

項目	申請の概要
1 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会（以下「協会」という。）が、平成26年2月7日から23日に開催される冬季オリンピックソチ大会において、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像を、インターネットを通じて、時差再生が可能な形で一般に提供。あわせて、競技等に関する大会公式データについても、インターネットを通じて一般に提供。
2 業務を行うことを必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目の生中継映像や大会公式データを、インターネットを通じて一般に提供し、協会のオリンピック放送を補完して視聴者の高い関心・要望にこたえとともに、その操作性や利用動向等を把握・検証することにより、今後のハイブリッドキャストサービスの開発等放送・通信連携サービスの高度化に資するデータを得るため。
3 業務の実施計画の概要	<p>① 提供するコンテンツ</p> <p>オリンピックソチ大会で行われる一部の競技種目の生中継映像については、日本国内での協会及び民間放送による放送計画が決まった後、生中継の事前の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、最大で5種目程度を選択して提供。あわせて、競技の大会公式データについては、ソチオリンピック組織委員会からリアルタイムに提供される、競技の結果や途中経過、選手情報等の大会公式データを提供。</p>

	<p>② 提供形態</p> <p>オリンピック放送機構が制作しソチの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に、協会のホームページ上でストリーミング方式で提供。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）を利用し、600～950kbps程度の画質により提供。これらの映像は、利用者が指定する過去の時点に巻き戻して時差再生できるようにする。なお、時差再生については、利用者の利便及び利用データの把握・検証の観点から、競技の翌日一日程度（現地時間）、利用可能とする。</p> <p>大会公式データについては、ホームページの競技紹介ページ、選手紹介ページなどで最新のものを表示。</p> <p>③ 提供規模</p> <p>生中継映像の提供については、大会期間中、最大で200時間程度を想定。</p> <p>競技の公式データは、データ放送では紹介しないものを含め、すべての競技種目について提供。</p> <p>④ 提供するエリア</p> <p>日本国内に限定</p> <p>⑤ その他</p> <p>実施結果については、業務終了後とりまとめて協会のホームページ等で公表。</p>
<p>4 業務の収支の見込み</p>	<p>・支出 0.4億円</p> <p>・収入 なし（無償で提供）</p>
<p>5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p>	<p>・平成25年度収支予算において措置</p>
<p>6 その他必要な事項</p>	<p>・本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切に管理。</p>

審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第20条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) 協会は、本業務を実施することにより、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築やサービス設計の検討に役立てることとしており、次世代放送サービスの高度化に資することから、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」と認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第20条第4項)	協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」 の認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯等

平成25年9月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

2 申請内容

(1) 業務の内容

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成26年2月7日から23日に開催される冬季オリンピックソチ大会において、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像を、インターネットを通じて、時差再生が可能な形で一般に提供する。あわせて、競技等に関する大会公式データについても、インターネットを通じて一般に提供する。

(2) 業務を行うことを必要とする理由

・本業務は、協会及び民間放送による生中継の事前の放送計画に含まれない一部の競技種目の生中継映像や大会公式データを、インターネットを通じて一般に提供し、協会のオリンピック放送を補完して視聴者の高い関心・要望にこたえとともに、その操作性や利用動向等を把握・検証することにより、今後のハイブリッドキャストサービスの開発等放送・通信連携サービスの高度化に資するデータを得ようとするものである。

・放送・通信連携サービス「ハイブリッドキャスト」において、放送中の番組の時差再生等新たなサービスの開発・実現が期待されているが、ハイビジョン画質の映像はデータ量が多く、時差再生をテレビ受信機の上でリアルタイムで可能とするには、技術的な課題や使い勝手の良いインターフェースの開発などの課題がある。

本業務は、これらの課題の解決に向け、ビットレートが大きくなり配信インフラが整っているPCやモバイル向けの動画サービスを、視聴者の関心が高く、多くの視聴者が想定されるオリンピック大会において実施し、巻き戻し機能の利用を含めたアクセス数やその増減の変化などをデータとして把握し分析することにより、高ビットレートを扱いネットワークバーストに十分配慮する必要があるハイブリッドキャスト配信

基盤の構築や運用の検討に役立てる。

また、時差再生機能を付加したライブストリーミングを実施して、機能の有効性や操作性（スマートフォンやタブレットのアプリケーションを含む）に関するデータを利用者アンケート等を通じて取得し分析することにより、主にリモコンで操作する受信機や、連携したスマートフォン等の画面レイアウトやインターフェース構築などの検討に役立てる。あわせて、時差再生機能の使われ方を分析し、番組中の動画クリップサービスの提供ポイントや内容時間等ハイブリッドキャストにおけるサービス設計の検討に役立てる。

・来る2020年に開催されるオリンピック東京大会に向け、魅力的な放送・通信連携サービスが実現できるよう、機会をとらえて、通信の技術を活用し幅広くノウハウの蓄積を図ることは、非常に重要であると考えます。

・なお、協会は、インターネット上で競技映像や大会公式データを利用する権利をすでに取得しており、国民的関心の高い、世界的なスポーツイベントであるオリンピックの様々な競技コンテンツを最大限に活用することは受信料の負担者である国民・視聴者への還元のひとつとして公共性がある等として、総務省「放送政策に関する調査研究会」の第一次とりまとめにおいて「問題のないものと考えられる」と指摘されているところである。

・当該業務を通じて、放送・通信の連携や、年々高額化するスポーツコンテンツの有効な活用のあり方を検討することは、将来の放送及びその受信の進歩発達に寄与し、社会全体への効用の増進につながるものである。

(3) 業務の実施計画の概要

① 提供するコンテンツ

オリンピックソチ大会で行われる一部の競技種目の生中継映像については、日本国内での協会及び民間放送による放送計画が決まった後、生中継の事前の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、最大で5種目程度を選択して提供する。あわせて、競技の大会公式データについては、ソチオリンピック組織委員会からリアルタイムに提供される、競技の結果や途中経過、選手情報等の大会公式データを提供する。

② 提供形態

オリンピック放送機構が制作しソチの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に、協会のホームページ上でストリーミング方式で提供する。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）を利用し、600～950 kbps程度の画質により提供する。これらの映像は、利用者が指定する過去の時点に巻き戻して時差再生できるようにする。なお、利用者の利便及び利用データの把握・検証の観点から、競技の翌日一日程度（現地時間）、利用可能とする。

大会公式データについては、ホームページの競技紹介ページ、選手紹介ページなど

で最新のものを表示する。

③ 提供規模

生中継映像の提供については、大会期間中、最大で200時間程度を想定。

競技の公式データは、データ放送では紹介しないものを含めて、すべての競技種目について提供する。

④ 提供するエリア

生中継映像については、日本国内に限定する。

⑤ その他

実施結果については、業務終了後とりまとめて協会のホームページ等で公表する。

(4) 業務の収支見込み

支出 0.4億円

収入 なし

(5) 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成25年度収支予算において措置

(6) その他必要な事項

本業務はインターネットによる映像等の配信を行うものであるが、提供するコンテンツについては、協会の国内番組基準に準じ適切な管理を行う。

3 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

オリンピック大会のように、国民的な関心が非常に高い事象に係る映像を協会が国民・視聴者に対して最大限放送し、国民の情報ニーズに応えることは、協会の目的にかなうものである。このため、これまでも、協会は、地上放送及びBS放送により、可能な限りオリンピックの競技映像を放送してきたところであるが、今回のソチ大会は7競技・98種目の競技種目が実施される予定であり、放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況となっている。

今回、申請のあった業務は、国内で放送されない競技種目の映像及びソチオリンピック組織委員会からリアルタイムに提供される大会公式データの、インターネットを利用した提供であるが、オリンピックソチ大会に係る協会の放送を補完するとともに、放送する競技種目と一体として受信料財源で調達されたオリンピックソチ大会の映像の有効活用にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことで得られたデータを、ハイブリッドキャストサービス等の新たな放送・通信連携サービ

スのさらなる高度化に向けた技術的検証に役立てたいとしており、放送及びその受信の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、4,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、オリンピックソチ大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

(2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築やサービス設計の検討に役立てることとしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。